

札幌市の屋外広告物に係る制度について

皆様のご意見を募集します。

～パブリックコメント手続の実施について～

意見募集期間
平成30年(2018年)11月22日(木)から 平成30年(2018年)12月21日(金)まで 【必着】

各自治体は、国土交通省が提示する「屋外広告物条例ガイドライン」を参考にして屋外広告物に関する条例を制定しております。この度、札幌市では同ガイドラインの改正内容に沿い、屋外広告物の安全管理を強化する内容とした「札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)」の概要について取りまとめましたので、広く市民の皆様にお知らせするとともに、ご意見を募集いたします。

その後、ご意見の概要とそれに対する市の考え方については、平成31年2月に公表する予定としております。

また、お寄せいただいたご意見を参考に条例案を策定し、平成31年第1回定例市議会に上程する予定です。

この印刷物の内容

- 意見募集要項
- 意見記入シート
- 札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)の概要について

札幌市

市政等資料番号
02-K01-18-2233

意見募集要項

1 意見募集期間

平成30年(2018年)11月22日(木)から平成30年(2018年)12月21日(金)まで【必着】

2 資料の配布場所

- ・市役所本庁舎 市政刊行物コーナー(2階)
- ・建設局道路管理課(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 6階)
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・各区土木センター 土木部維持管理課管理係

3 意見の提出方法・提出先

次ページの「意見記入シート」又はこれに準じた様式に記載の上、下記により提出してください。

提出方法	提出先
郵送	〒060-8612 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 6階 札幌市建設局道路管理課
持参	同上 ※受付時間：平日の8時45分から17時15分まで
ファクス	ファクス番号：011-218-5134
電子メール	メールアドレス：oku-kokoku@city.sapporo.jp

※ 電話によるご意見の受付には対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

※ ご意見への個別の回答はいたしません。同じ趣旨のご意見を取りまとめて公表します(公表する際には、お名前・ご住所は公表いたしません。)

4 お問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 6階

札幌市建設局道路管理課 電話：011-211-2452

ファクス：011-218-5134

メールアドレス：oku-kokoku@city.sapporo.jp

ホームページでもご覧いただけます。

URL http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/pub-comment/h30_joureikaisei.html

項目	ご意見